【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百七十六条　削除

（改正前）

第百七十六条　委員長、委員、証券取引委員会の職員若しくは第百七十四条の規定によりこの法律の施行に関する事務の一部を掌る財務部の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第百七十六条　委員長、委員、証券取引委員会の職員若しくは第百七十四条の規定によりこの法律の施行に関する事務の一部を掌る財務部の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（改正前）

第百七十六条　委員、証券取引委員会の職員若しくは第百七十四条の規定によりこの法律の施行に関する事務の一部を掌る財務部の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】

（改正後）

第百七十六条　委員、証券取引委員会の職員若しくは第百七十四条の規定によりこの法律の施行に関する事務の一部を掌る財務部の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（改正前）

第百七十六条　委員、証券取引委員会の職員若しくは第百七十四条の規定によりこの法律の施行に関する事務の一部を掌る財務局の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百七十六条　委員、証券取引委員会の職員若しくは第百七十四条の規定によりこの法律の施行に関する事務の一部を掌る財務局の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。